

6次産業化農産加工技術講座研修業務委託 仕様書

1 目的

新たな農業ビジネスの創出と所得向上を目的に、農業者等を対象に6次産業化に必要な農産加工品等の知識および技術を習得するため、秋田市園芸振興センター施設内の加工研修室等を使用して、6次産業化に関する加工技術講座研修を業務委託する。

2 業務名

6次産業化農産加工技術講座研修業務委託

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月18日まで

4 研修実施場所

秋田市園芸振興センター（秋田市仁井田字小中島111番地1）内研修棟および加工研修室。

※同センターの平面図および設置する調理機器等備品一覧は別添1、2を参照。

5 業務委託内容

初めて受講する方向けの「初級者コース」と、6次産業化に着手する予定、あるいは既実践している方向けの「ステップアップコース」の2コースの研修を実施する。

なお、本業務に関する委託内容は、以下の項目とし、プログラムの内容については、別添3「初級者コース研修プログラム（講座、実習）案」、および別添4「ステップアップコース研修プログラム（講座、実習）案」を参考にし、実施すること。

- (1) 研修実施計画書の作成および提出
- (2) 受講生募集（農業者および事業者への呼びかけ、自社ホームページ、SNS等を利用）
- (3) 研修講師の手配、連絡調整、および講師の送迎（旅費・謝礼の手配を含む）
- (4) 研修資料の事前手配、印刷等
- (5) 研修当日の会場設営、実施
- (6) 講師および市が指定する加工実習用食材、必要調理器具、消耗品等の手配
- (7) 受講感想アンケートの作成、配布、回収、取りまとめ
- (8) 業務完了報告書の作成および提出

6 委託経費

5にかかる費用のほか、下記の経費を業務委託料に含める。

(1) 加工実習の事前準備にかかわる講師謝礼費

別添3「初級者コース研修プログラム（講座、実習）案」No. 1～No. 4において、事前準備として各回最低1時間分の講師謝礼を計上。

(2) 加工実習用材料費

「初級者コース」と「ステップアップコース」合わせて5万円（税込）の材料費。

なお、5万円（税込）を超える場合には、受講者に材料費を負担してもらうこととする。

(3) 参加者にかかわる傷害保険加入費

参加者が急激、偶然かつ外来の事故により怪我をした場合に対象となる保障内容の「レクリエーション参加者傷害保険」への加入。

7 研修の受講対象

(1) 初級者コース

6次産業化を目指す農業者または加工事業者。定員は10名程度とする。

(2) ステップアップコース

6次産業化に着手する予定あるいはすでに実践している者。または過去に本研修を受講したことがある者。定員は5名程度とする。

8 研修内容等

(1) 初級者コース（通年全7回）

6次産業化に必要な農産加工品等の知識や技術を習得するための座学講座と加工実習を組み合わせた内容とし、講師は本市が指定する者、または同等レベルの者とする。
※講座、実習の詳細については、別添3「初級者コース研修プログラム（講座、実習）案」を参照。

実施期間は、令和5年8月1日から令和6年2月29日の間とする。

(2) ステップアップコース（通年全6回）

自身で生産しているものあるいは、本市産の農産物等をメインとした食材を用いた商品開発を行うための実践研修とする。講師は本市が指定する者、または同等レベルの者とする。

※講座、実習の詳細については、別添4「ステップアップコース研修プログラム（講座、実習）案」を参照。

実施期間は、令和5年10月1日から令和6年2月29日の間とする。

9 業務完了報告書

本業務の全ての業務完了の後に、業務の実施状況が確認できる報告書および写真等の記録を整理し、業務完了報告書を作成・提出すること。

10 個人情報保護にかかる遵守事項

受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後または契約解除後も同様とする。

11 その他、特記事項

- (1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたり関連する法令等を遵守すること。
- (3) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、本市と受託者が協議のうえ、別途定めるものとする。
- (5) 受託者は、本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。